

法人様からのご寄付について

「法人」からのご寄付につきましては、ご寄付が当該事業年度の損金に算入できます。税法上の区分で下記の2通りの方法があり、お申し込みの際にどちらかをご指定いただくことになります。

1. 特定寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）
2. 指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる = 受配者指定寄付金）

1. 特定寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）

ご寄付が、法人の損金枠内でまかなえる場合には、比較的短時間で事務処理が可能となるこの方法がご利用になれます。

（一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金算入することができます。）

国税庁ホームページ 「特定公益増進法人に対する寄附金」もご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>

（1）お申し込みの流れ

1. 本学所定の「**寄付申込書**」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご送付ください。日本私立学校振興・共済事業団宛の「**寄付申込書**」は不要です。
2. 本学所定の「**寄付金振込依頼書（複写式）**」に必要事項をご記入の上、最寄の金融機関からお振込みください。
※みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行の本支店からお振込みの場合は、手数料は無料です。
3. この方法によるご寄付においては、早稲田大学発行の「**領収書**」と文部科学省の「**特定公益増進法人証明書（写）**」によって決算の手続きができます。

(2) ご入金の確認

ご入金が確認でき次第、本学より以下の書類3点をお送りします。

ご入金確認後
約2週間で

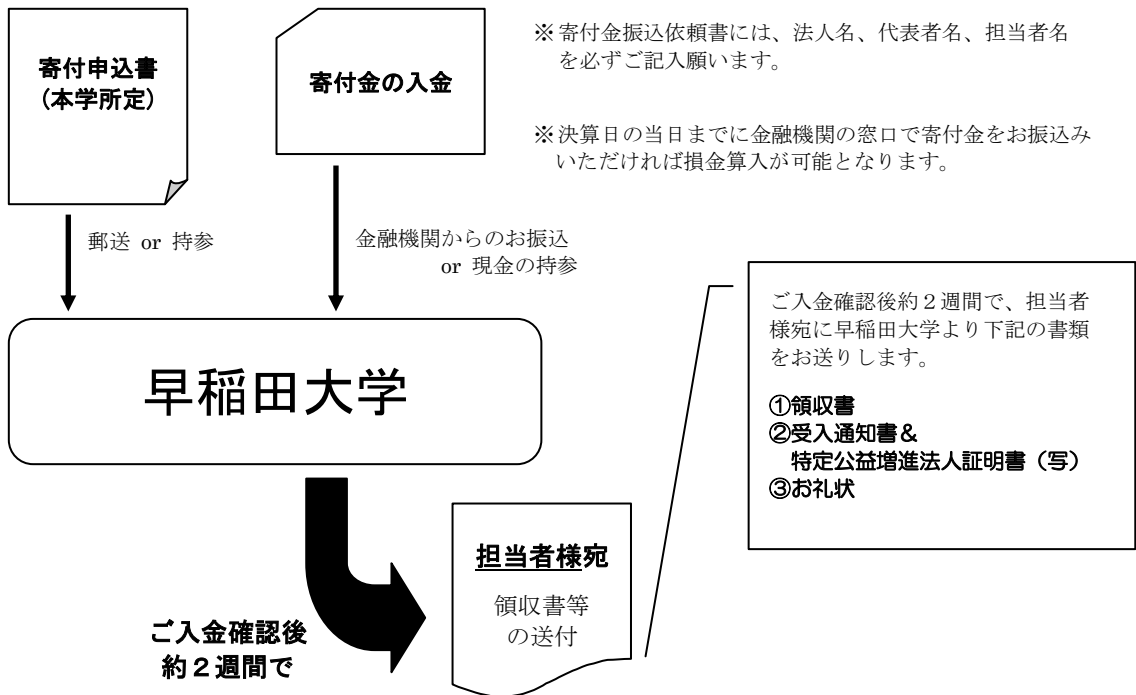
①領収書 ②受入通知書&特定公益増進法人証明書(写) ③お礼状

※ ①②は決算手続時に必要な書類です。

特定寄付金の場合の損金算入限度額

- ①資本基準額 = 資本金額(期末資本金額 + 期末資本積立額) × 3.75/1000
- ②所得基準額 = 当期所得金額 × 6.25/100
- ③上記①および②から
(資本基準額 + 所得基準額) × 1/2 = 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算定限度額

【特定寄付金のフロー】



2. 指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる = 受配者指定寄付金）

ご寄付が、法人の損金枠を超える場合には、日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）扱いの指定寄付金としてお申し込みいただければ、全額を損金扱いにすることが可能です。ただし、この方法の場合、事業団が発行する「**受領書**」が本学を經由してお手元に届くまで、本学へのご入金から約2か月程度を要しますので、あらかじめご了承ください。

（1）お申し込みの流れ

1. **A3サイズの寄付申込書**（左側 大学所定「寄付申込書」、右側 事業団所定「寄付申込書」）に、必要事項をご記入の上、返信用封筒にて本学宛にご送付ください。

※本学所定「**寄付申込書**」の「**決算日**」欄には決算月日を必ずご記入願います。

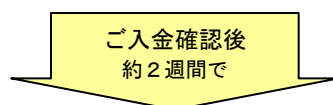
2. 本学所定の「**寄付金振込依頼書（複写式）**」に必要事項をご記入のうえ、最寄の金機関からお振込みください。ご入金いただきました寄付金は、本学より事業団に送金いたします。

3. 事業団は、「**受領書**」を発行し本学宛に送付します。到着後、速やかに本学から「**受領書**」をお送りします。

※寄付金の法人税減免手続きには、事業団発行の「**受領書**」が必要です。

（2）ご入金の確認①

ご入金を確認でき次第、本学より以下の書類2点をお送りします。

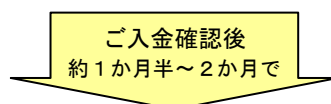


①**預り証** ②**お礼状**

※①は法人の決算手続きには使用できません

（3）ご入金の確認②

事業団から交付され次第、本学より以下の書類1点をお送りします。



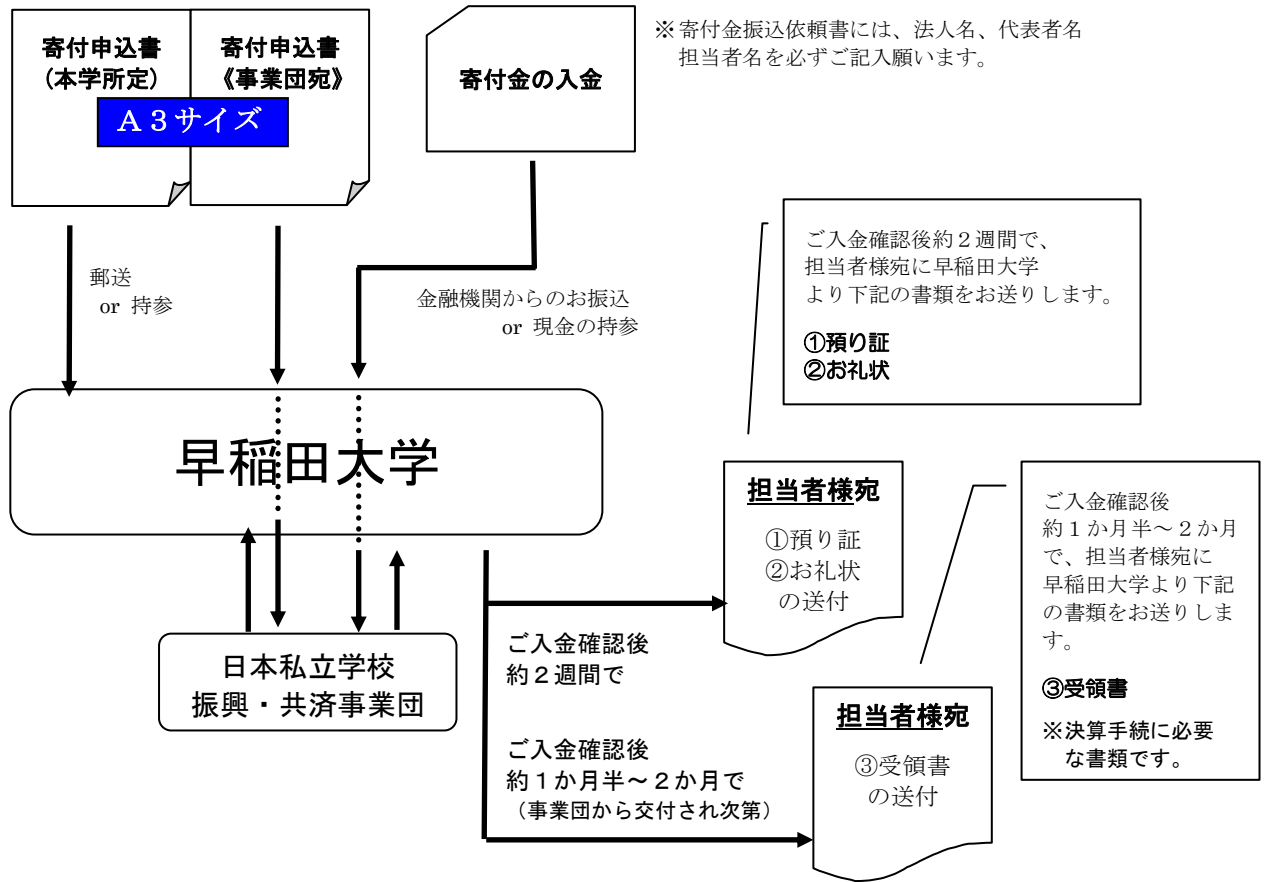
①**受領書**

※ 法人の決算手続きに必要な書類です。

【重要】

事業団「**受領日**」は、本学へのご入金の約1か月後となります。このため、決算日まで1か月以内の期間にご入金いただく場合は、事前に総長室募金課までご相談ください。

【指定寄付金のフロー】



ご不明点がございましたら募金課までお問い合わせください。

早稲田大学総長室募金課
〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104
TEL 03-3202-8844 FAX 03-5286-9801
URL <http://kifu.waseda.jp/>